

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①児童手当支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) ②児童手当支給金額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、市外への転出状況の確認) ③重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認
③システムの名称	①児童手当システム、②統合宛名システム、③中間サーバー、④ながの電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (番号法別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報が含まれる項(26、87、106の項)」
	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 19条、44条、53条
	(番号法別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)
	(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)40条、40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども未来部 子育て・子育て支援課
②所属長の役職名	子育て・子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒386-0012 上田中央六丁目5番39号 上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課 電話:0268-23-5106
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒386-0012 上田中央六丁目5番39号 上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課 電話:0268-23-5106

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	I-5 ①部署	こども未来部 子育て・子育て支援課	健康こども未来部 子育て・子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	I-5 ②所属長	子育て・子育て支援課長 樋口 孝子	子育て・子育て支援課長 徳永 暁重	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	I-7 請求先	上田市こども未来部子育て・子育て支援課	上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	I-8 連絡先	上田市こども未来部子育て・子育て支援課	上田市健康こども未来部子育て・子育て支援課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I-5 ②所属長	子育て・子育て支援課長 徳永 暁重	子育て・子育て支援課長 山賀 恵都子	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年12月20日	I-1 ③システムの名称	①児童手当システム、②統合宛名システム、③中間サーバー	「③中間サーバー」の後に、「④ながの電子申請サービス」を加える。	事前	システムの名称に、子育てワンストップサービスに必要な「ながの電子申請サービス」を追加するもの。
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	子育て・子育て支援課長 山賀 恵都子	課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月31日	I-4 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号 別表第二の26、30、74、75、87の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第40条、第44条</p>	<p>・番号法第19条第7号 別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(番号法別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報が含まれる項(26、87、106の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 19条、44条、53条</p> <p>(番号法別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)40条、40条の2</p>	事後	主務省令の名称及び条項を追加するものであり、重要な変更には該当しない。